

埼玉県告示第七十九号

告 示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

一 指定医療機関

ZEN歯科	院 狹山つむぎ歯科医	Ark 若葉駅前内	科クリニツク	Aark若葉駅前内	鶴瀬メンタルクリニツク	会つばさ訪問ケアクリニツク	医療法人社団靖心会	医療法人社団靖心会	堀江医院	ク	医療法人大塚医院	医療法人大塚医院	開設者名	所 在 地	指定年月日
梁 有 一	青島 一央	竹本 政宏	田邊 裕喜	心会	医療法人社団靖	堀江	医療法人社団靖	心会	堀江	リニツク	院ファミリークリニック	院ファミリークリニック	所沢市小手指町三一一一	熊谷市大麻生一三九六	令和七年十二月一日
草加市谷塚上町六二一六	ばらビル一F	狭山市広瀬東二一四三一八た	アリープレイスヒサ一〇一	坂戸市関間四一一二一二五ビ	富士見市鶴瀬東一一九一二四	五階D	羽生市中央三一二一三	月一日	令和七年十二月十四日	月一日	令和七年十一	令和七年十二月一日	令和七年十一月一日	令和八年一月三十日	令和八年一月三十日
一日 令和八年一月	一日	月十五日	月十五日	月十五日	月十五日	一日	月一日	月一日	月一日	月一日	月一日	月一日	月一日	月一日	月一日

訪問看護ステーションいつき八潮	株式会社ハート	八潮市八潮六一一二一一
見 い・ホスピス富士	ファミリー・ホスピス株式会社	富士見市渡戸二一五一四六

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所	所在地	指定年月日	
				名稱	所在
塚川英之	ふれディア朝霞	朝霞市東弁財一―三―四	朝霞市	朝霞	令和七年十二月十二日
深井優大	丸山修	ステーション	霞台駅前ビル八F	霞台駅前ビル八F	令和七年十二月一日
株式会社ひまわりケアサービス	所沢店	オーロラ治療院	所沢市西新井町二二一一	所沢市西新井町二二一一	令和八年一月一日
三一一五一B二〇三					